

区民委員会報告資料

令和 8 年 9 月 1 8 日

報告事項件名	頁
1 令和 7 年度の 3 公金の収納率及び差押人数・金額等について	2
2 マイナンバーカード電子証明書更新における窓口数拡充等について . .	5
3 令和 8 年度後期高齢者医療保険料の賦課状況について	8

(区 民 部)

区民委員会報告資料

令和8年9月18日

件名	令和7年度の3公金の収納率及び差押人数・金額等について																
所管部課名	区民部納税課 国民健康保険課、高齢医療・年金課																
内容	令和7年度「特別区民税」「国民健康保険料」「後期高齢者医療保険料」（以下「3公金」という。）の収納率、差押人数等について以下のとおり報告する。																
	1 3公金の収納率																
	特別区民税、後期高齢者医療保険料については90%後半の高い収納率を維持している。一方、国民健康保険料は80%弱となっている。これは、段階的な社会保険の適用拡大により、負担能力のある被保険者層が減少しているという構造的課題等が影響している。																
	合計収納率（現年分及び滞納繰越分） （単位：％）																
	<table><tr><td></td><td>令和5年度</td><td>令和6年度 (前年度差P)</td><td>令和7年度 (前年度差P)</td></tr><tr><td>特別区民税</td><td>96.95</td><td>96.95 (±0P)</td><td>97.31 (0.36P)</td></tr><tr><td>国民健康保険料</td><td>78.28</td><td>78.38 (0.10P)</td><td>76.81 (▲1.57P)</td></tr><tr><td>後期高齢者医療保険料</td><td>98.93</td><td>98.79 (▲0.14P)</td><td>98.69 (▲0.10P)</td></tr></table>		令和5年度	令和6年度 (前年度差P)	令和7年度 (前年度差P)	特別区民税	96.95	96.95 (±0P)	97.31 (0.36P)	国民健康保険料	78.28	78.38 (0.10P)	76.81 (▲1.57P)	後期高齢者医療保険料	98.93	98.79 (▲0.14P)	98.69 (▲0.10P)
	令和5年度	令和6年度 (前年度差P)	令和7年度 (前年度差P)														
特別区民税	96.95	96.95 (±0P)	97.31 (0.36P)														
国民健康保険料	78.28	78.38 (0.10P)	76.81 (▲1.57P)														
後期高齢者医療保険料	98.93	98.79 (▲0.14P)	98.69 (▲0.10P)														
	3公金の総合収納率推移 <table><thead><tr><th>項目</th><th>R5</th><th>R6</th><th>R7</th></tr></thead><tbody><tr><td>特別区民税</td><td>96.95</td><td>96.95</td><td>97.31</td></tr><tr><td>国民健康保険料</td><td>78.28</td><td>78.38</td><td>76.81</td></tr><tr><td>後期高齢者医療保険料</td><td>98.93</td><td>98.79</td><td>98.69</td></tr></tbody></table>	項目	R5	R6	R7	特別区民税	96.95	96.95	97.31	国民健康保険料	78.28	78.38	76.81	後期高齢者医療保険料	98.93	98.79	98.69
項目	R5	R6	R7														
特別区民税	96.95	96.95	97.31														
国民健康保険料	78.28	78.38	76.81														
後期高齢者医療保険料	98.93	98.79	98.69														

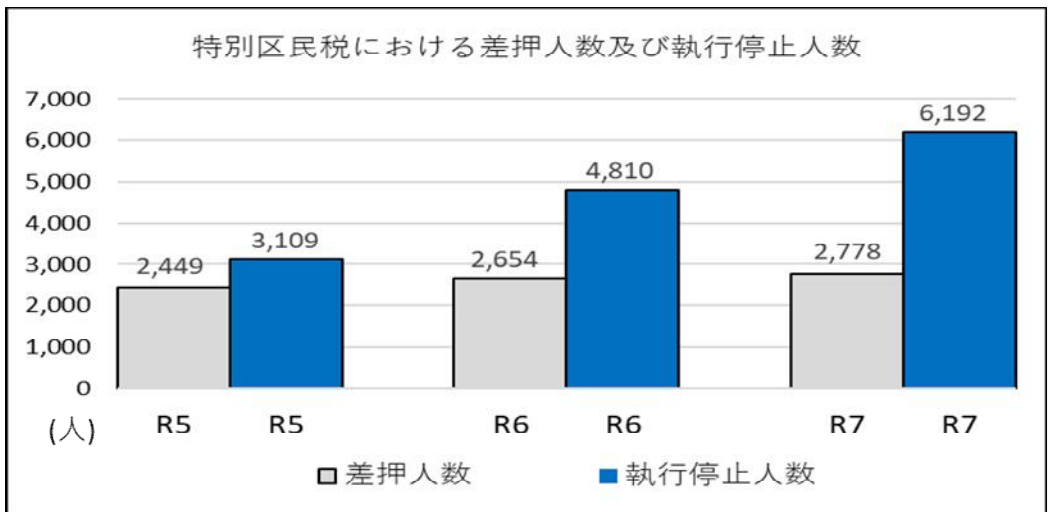
2 3 公金の差押人数等

滞納整理は法令に基づいて滞納者の財産調査を行い、差押えや執行停止等を実施しており、3公金ともに差押人数よりも執行停止人数の方が多い。

分割納付履行または一括納付により差押解除をしている場合や差押対象が滞納額を下回る場合があるため、滞納金額と充当金額の差異が生じる。

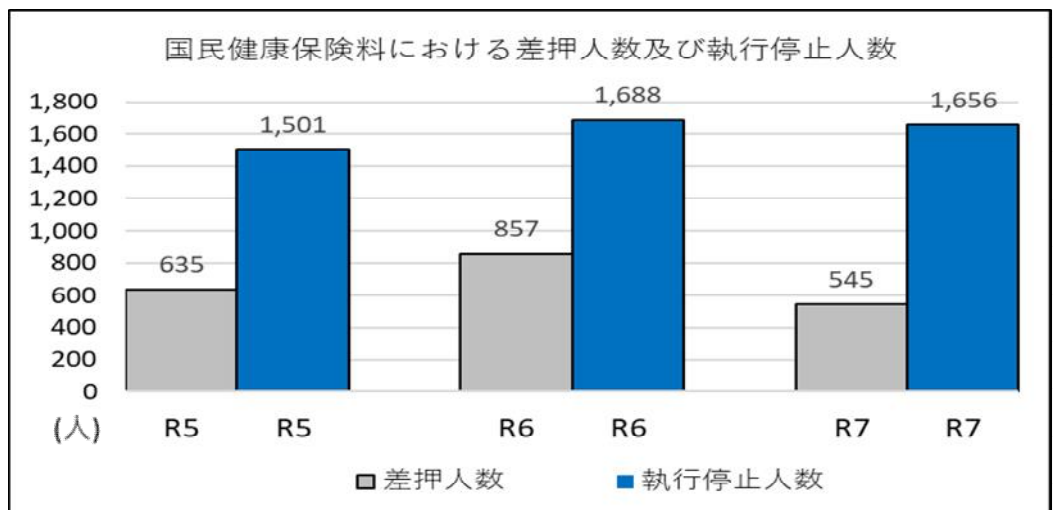
(1) 特別区民税 (※1)

	差押人数 (人)	滞納金額 (千円) (※2)	充当金額 (千円) (※3)	執行停止 人数(人)
令和5年度	2,449	659,899	270,637	3,109
令和6年度	2,654	676,729	264,079	4,810
令和7年度	2,778	586,006	291,087	6,192



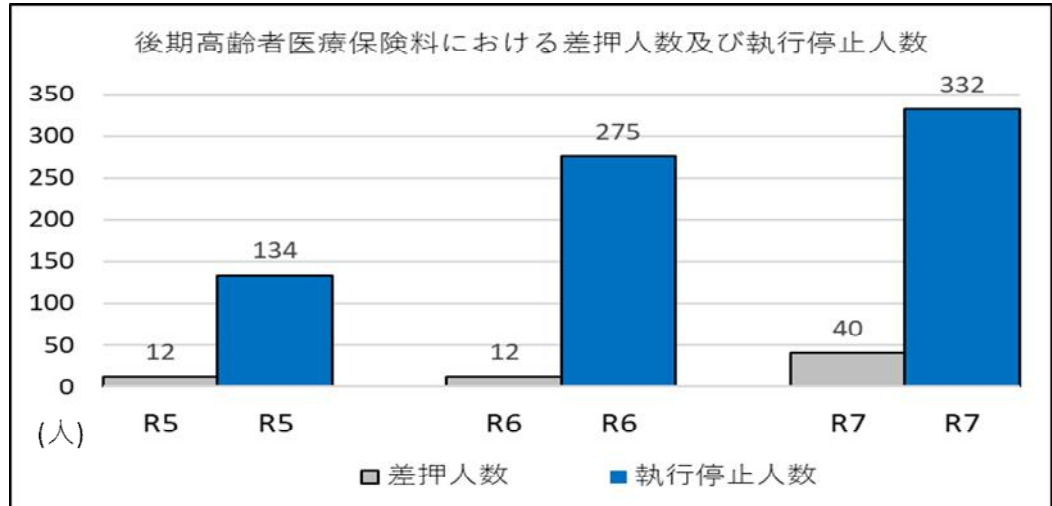
(2) 国民健康保険料

	差押人数 (人)	滞納金額 (千円) (※2)	充当金額 (千円) (※3)	執行停止 人数(人)
令和5年度	635	172,561	72,435	1,501
令和6年度	857	279,373	76,667	1,688
令和7年度	545	189,614	67,669	1,656



(3) 後期高齢者医療保険料

	差押人数 (人)	滞納金額(千円) (※2)	充当金額(千円) (※3)	執行停止 人数(人)
令和5年度	12	3,724	1,195	134
令和6年度	12	3,879	1,408	275
令和7年度	40	8,603	3,234	332



※1 特別区民税には、都民税、森林環境税及び軽自動車税を含む。

※2 差押え時点での滞納額の合計

※3 特別区民税は収納日が差押日～年度末(5月31日)までの納付を含めた金額の合計。各保険料は実際に取り立てた金額の合計

3 今後の方針

- (1) 財産がある滞納者に対しては、財産調査により判明した財産を着実に差し押さえるなど、適切な対応をしていく。
- (2) 生活困窮等で納付が困難な滞納者に対しては、個々の生活状況を勘案し分割納付の提案や執行停止をするなど、滞納者に寄り添った丁寧な対応をしていく。
- (3) 特別区民税については、第2期納期月の8月から、納期月にSNS(X、フェイスブック)で猶予制度についての案内を発信している。

区民委員会報告資料

令和8年9月18日

件名	マイナンバーカード電子証明書更新における窓口数拡充等について																																						
所管部課名	区民部戸籍住民課																																						
内容	マイナンバーカード電子証明書の更新業務は、更新対象者が令和8年11月から大幅に増加する。そのため、令和8年10月中旬から順次、窓口を拡充するので報告する。 1 電子証明書更新およびマイナンバーカード交付の実績件数と今後の見込み (1) 電子証明書更新について ア 令和8年8月までの電子証明書更新実績は、月約2,000～3,000件だった。 イ 令和8年9月以降は電子証明書更新対象者が増加し、令和9年度には最大約13,000件と増加する見込みである。 ウ マイナンバーカードの券面に振り仮名を記載する事務が追加されたため、電子証明書更新手続きの所要時間も増加する。 (2) マイナンバーカード交付について マイナンバーカードの交付件数は、令和8年6月から減少し、今後は月約7,500件と横ばいが続く見込みである。																																						
	【電子証明書更新件数とマイナンバーカード交付件数】 <table><caption>電子証明書更新件数とマイナンバーカード交付件数 (推定値)</caption><thead><tr><th>月</th><th>マイナンバーカード交付件数 (月)</th><th>電子証明書更新件数 (月)</th></tr></thead><tbody><tr><td>R8.4</td><td>10,500</td><td>4,800</td></tr><tr><td>R8.6</td><td>8,500</td><td>3,000</td></tr><tr><td>R8.8</td><td>8,500</td><td>4,000</td></tr><tr><td>R8.10</td><td>8,500</td><td>6,500</td></tr><tr><td>R8.12</td><td>7,500</td><td>7,500</td></tr><tr><td>R9.2</td><td>7,500</td><td>10,500</td></tr><tr><td>R9.4</td><td>7,500</td><td>11,500</td></tr><tr><td>R9.6</td><td>7,500</td><td>12,000</td></tr><tr><td>R9.8</td><td>7,500</td><td>12,830</td></tr><tr><td>R9.10</td><td>7,500</td><td>10,000</td></tr><tr><td>R9.12</td><td>7,500</td><td>6,500</td></tr><tr><td>R10.2</td><td>7,500</td><td>3,500</td></tr></tbody></table>	月	マイナンバーカード交付件数 (月)	電子証明書更新件数 (月)	R8.4	10,500	4,800	R8.6	8,500	3,000	R8.8	8,500	4,000	R8.10	8,500	6,500	R8.12	7,500	7,500	R9.2	7,500	10,500	R9.4	7,500	11,500	R9.6	7,500	12,000	R9.8	7,500	12,830	R9.10	7,500	10,000	R9.12	7,500	6,500	R10.2	7,500
月	マイナンバーカード交付件数 (月)	電子証明書更新件数 (月)																																					
R8.4	10,500	4,800																																					
R8.6	8,500	3,000																																					
R8.8	8,500	4,000																																					
R8.10	8,500	6,500																																					
R8.12	7,500	7,500																																					
R9.2	7,500	10,500																																					
R9.4	7,500	11,500																																					
R9.6	7,500	12,000																																					
R9.8	7,500	12,830																																					
R9.10	7,500	10,000																																					
R9.12	7,500	6,500																																					
R10.2	7,500	3,500																																					

2 電子証明書更新窓口数の拡充

令和8年10月中旬から順次、窓口数を拡充し、2週間以内に予約が取れるよう、更新対象者の増加に対応していく。

なお、会計年度任用職員の増員とともに、マイナンバーカード交付の一部の窓口と常勤職員を、電子証明書更新事務にシフトする対応を行っていく。

場所、受付時間 すべて 予約制	窓 口 数 (受付件数/日)		増設時期 (予定)
	現状	拡充後	
中央館2階 午前9時～午後4時30分	5 (120)	7 (190)	10月15日
区役所別館3階 午前9時～午後4時30分	—	4 (122)	10月15日
イオン西新井店4階 平日：午前11時～午後7時 休日：午前9時～午後4時30分	3 (52)	8 (206) ◆月3回、 休日に開場	11月4日
合 計	8 (172)	19 (518)	拡充により 月12,000件 受付可能

※ イオン西新井店4階は、現状1会場を2会場に増設のうえ窓口数を増やす

※ 区民事務所16カ所および郵便局3局(月500～550件受付)においては従前どおり変更なし

3 マイナンバーカード交付窓口の業務シフト

(1) 交付通知書の受領からカード受取予約までに要する平均日数

令和8年6月以降、平均日数が短縮し、スムーズに手続きできる状況が続いているので、下記(2)の業務シフトが可能となる。

場 所	令和8年4月	5月	6月	7月	8月
交付センター、 中央館2階	27.5日	14日	7日	7日	7日

(2) 交付窓口および人員体制の業務シフト

場所	現 状	電子証明書更新へのシフト
交付センター	カードの休日交付 6回／月開場	 (1) カードの休日交付を3回／月に変更する (2) 変更により生み出した常勤職員を、イオンの休日開場3回／月に転用する
中央館2階	カード交付 4窓口	 (1) 2窓口にも再編し、電子証明書更新窓口にもシフトする (2) 再編により生み出した常勤職員を、区役所別館の電子証明書更新窓口にも配置する

※ 区民事務所16カ所においては従前どおり変更なし

4 今後の方針

- (1) 予約コールセンターで予約時にわかりやすく案内する。
- (2) あだち広報、ホームページで十分に周知する。
- (3) 今後、取扱件数等に大幅な変化が生じた場合は、拡充も含めて検討する。
- (4) 郵便局3局（足立、足立北、足立西）での「マイナンバーカード電子証明書関連事務委託」について、振り仮名印刷の追加業務に対する体制確保等のため令和8年6月以降は受付停止（令和8年8月18日区民委員会情報連絡）していたが、9月1日付けで変更契約書を締結した。9月24日（木）からの業務再開に向けて連携していく。

区民委員会報告資料

令和8年9月18日

件 名	令和 8 年度後期高齢者医療保険料の賦課状況について																								
所管部課名	区民部高齢医療・年金課																								
内 容	令和 8 年度後期高齢者医療保険料の当初賦課処理を実施し、保険料額決定通知書を 7 月 1 0 日付けで発送したので、以下のとおり報告する。																								
	1 7 月調定における賦課額・賦課に対する被保険者数の比較（現年分のみ）																								
	<table><tr><td></td><td>7 年 度</td><td>8 年 度</td><td>増 減</td><td>前年度比</td></tr><tr><td>賦課額</td><td>8, 164, 811 千円</td><td>9, 152, 298 千円</td><td>987, 487 千円</td><td>12. 09%</td></tr><tr><td>被保険者数</td><td>94, 674 人</td><td>95, 739 人</td><td>1, 065 人</td><td>1. 12%</td></tr><tr><td>1 人当たりの賦課額</td><td>86, 241 円</td><td>95, 596 円</td><td>9, 355 円</td><td>10. 85%</td></tr></table>		7 年 度	8 年 度	増 減	前年度比	賦課額	8, 164, 811 千円	9, 152, 298 千円	987, 487 千円	12. 09%	被保険者数	94, 674 人	95, 739 人	1, 065 人	1. 12%	1 人当たりの賦課額	86, 241 円	95, 596 円	9, 355 円	10. 85%				
		7 年 度	8 年 度	増 減	前年度比																				
	賦課額	8, 164, 811 千円	9, 152, 298 千円	987, 487 千円	12. 09%																				
	被保険者数	94, 674 人	95, 739 人	1, 065 人	1. 12%																				
	1 人当たりの賦課額	86, 241 円	95, 596 円	9, 355 円	10. 85%																				
	【令和 7 年度との比較とその要因】																								
	（1） 1 人当たりの賦課額は、令和 7 年度の 86, 241 円から 95, 596 円に 9, 355 円増加した。																								
	（2） 賦課額・ 1 人当たりの賦課額増加の主な要因は、①均等割額の改定（47, 300 円→53, 300 円）、所得割額の改定（9. 67%→9. 88%）②子ども・子育て支援金（均等割額 1, 300 円、所得割額 0. 26%）の賦課・徴収の開始である。																								
2 軽減等の状況																									
（1） 所得が一定基準以下の世帯に係る均等割額軽減（※ 1）																									
<table><tr><td></td><td>7 年 度</td><td>8 年 度</td><td>増 減</td><td>前年度比</td></tr><tr><td>7 割軽減</td><td>43, 730 人 (46. 19%)</td><td>43, 674 人 (45. 62%)</td><td>△56 人</td><td>△0. 13%</td></tr><tr><td>5 割軽減</td><td>11, 727 人 (12. 39%)</td><td>11, 870 人 (12. 40%)</td><td>143 人</td><td>1. 22%</td></tr><tr><td>2 割軽減</td><td>9, 602 人 (10. 14%)</td><td>10, 045 人 (10. 49%)</td><td>443 人</td><td>4. 61%</td></tr><tr><td>合 計</td><td>65, 059 人 (68. 72%)</td><td>65, 589 人 (68. 51%)</td><td>530 人</td><td>0. 81%</td></tr></table>		7 年 度	8 年 度	増 減	前年度比	7 割軽減	43, 730 人 (46. 19%)	43, 674 人 (45. 62%)	△56 人	△0. 13%	5 割軽減	11, 727 人 (12. 39%)	11, 870 人 (12. 40%)	143 人	1. 22%	2 割軽減	9, 602 人 (10. 14%)	10, 045 人 (10. 49%)	443 人	4. 61%	合 計	65, 059 人 (68. 72%)	65, 589 人 (68. 51%)	530 人	0. 81%
	7 年 度	8 年 度	増 減	前年度比																					
7 割軽減	43, 730 人 (46. 19%)	43, 674 人 (45. 62%)	△56 人	△0. 13%																					
5 割軽減	11, 727 人 (12. 39%)	11, 870 人 (12. 40%)	143 人	1. 22%																					
2 割軽減	9, 602 人 (10. 14%)	10, 045 人 (10. 49%)	443 人	4. 61%																					
合 計	65, 059 人 (68. 72%)	65, 589 人 (68. 51%)	530 人	0. 81%																					
（ ）内の％は、被保険者全体（100%）のうち各軽減措置を受けている方の割合。（2）と（3）の表についても同じ。																									
※ 1 世帯主および加入者全員の総所得金額が一定の基準以下の場合、均等割額を軽減する措置																									

(2) 所得が一定基準以下の世帯に係る所得割額軽減 (※2)

	7 年度	8 年度	増減	前年度比
5 割軽減	3,307 人 (3.49%)	3,292 人 (3.44%)	△15 人	△0.45%
2.5 割軽減	946 人 (1.00%)	1,047 人 (1.09%)	101 人	10.68%
合 計	4,253 人 (4.49%)	4,339 人 (4.53%)	86 人	2.02%

※2 被保険者本人の保険料計算のもととなる所得金額が一定の基準以下の場合、所得割額を軽減する措置

(3) 保険料が最高額（賦課限度額）(※3) に達した人数

	7 年度	8 年度	増減	前年度比
被保険者数	1,574 人 (1.66%)	1,625 人 (1.70%)	51 人	3.24%

※3 令和7年度 80 万円、令和8年度 87.1 万円

3 今後の方針

今後も75歳到達や転入による資格取得、転出等による資格喪失、所得異動に基づき、適切な賦課業務を行っていく。